

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	五五
○福島県行政組織規則の一部を改正する規則	
告 示	五五
○公印を新調しその使用を開始する件	
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件	
○道路の区域を変更する件二件	五六
○道路の供用を開始する件二件	五六
○土砂災害警戒区域の指定を解除する件	五六
○土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	五六
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	五六
福島県公安委員会	五七
○福島県道路交通規則の一部を改正する規則	五七

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七十一号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号の表原子力センターの項を削り、同項第四号の表環境センターの項を次のように改める。

名 称	内部組織
-----	------

環境創造センター
放射性物質により汚染された環境の回復及び持続可能な環境の創造に関する調査分析及び試験研究を行わせるため

第二十七条の表中

所

長

上司の命を受け、普及所の事務を掌
属職員を指揮監督する。

理し、所
を

環境放射
線センター

主 幹
（任意設置）

所長の命を受け、特に指示された事務を
する。

次 長
（任意設置）

所長を補佐し、センターの事務を整理す

所 長

上司の命を受け、普及所の事務を掌理し
属職員を指揮監督する。

し、
掌理
る。
所
に改める。

別表第一の二の表福島県原子力センターの項を削り、別表第一の四の表を次のように改める。

四 生活環境部

福島県告示第六百九十五号

公印を次のように新調し、平成二十七年十月一日その使用を開始する。
平成二十七年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

告 示



附 則
この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県 環境創 造セン ター		出先 機関 の等	出先 機関 の等
福島 支所	環境 放射 線セ ンター	南相 馬市	田村 郡三 春町
福島 市			
		総務企 画部 研究部 調査・ 分析部	課又は 部
	総務課 分析・ 監視課	総務課 企画課 放射能 調査課 環境調 査課	課又は 科
五 環境の回復及び創造 に関する知識の普及、 学習活動の支援及び技 術研修に関すること。		一 環境の回復及び創造 に必要な調査分析及び 試験研究に関すること。 二 環境放射能の監視及 び測定に関すること。 三 原子力発電所周辺地 域住民の安全対策に関 すること。 四 環境の回復及び創造 に関する技術 研究成 果等の収集及び提供に 関すること。 五 環境の回復及び創造 に関する知識の普及、 学習活動の支援及び技 術研修に関すること。	分 掌 事 務

20	11の3	10の8		10の7	番号
福島県環境創造センター 所長印	福島県知事職務代理者印 (福島県環境創造センター 用)	福島県知事印(福島県環 境創造センター福島支所 用)	福島県知事印(福島県環 境創造センター環境放射 線センター用)	福島県知事印(福島県環 境創造センター用)	公印の名称
					印影
	福島県環境創造センター 所長	福島県環境創造センター 福島支所長	福島県環境創造センター 環境放射線センター所 長	福島県環境創造センター 所長	公印管理者

20の3

福島県環境創造センター 所長印（福島県環境創造センター環境放射線センター用）	福島県環境創造センター 所長印（福島県環境創造センター福島支所用）
	
福島県環境創造センター 環境放射線センター所長	福島県環境創造センター 福島支所長

（文書法務課）

福島県告示第六百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年九月二十九日から平成二十八年一月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヨークタウン八山田 福島県郡山市八山田第二土地区画整理地内百二十一街区二号ほか

二 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社エムケイ東日本販売
 代表取締役 岡野 恵一

（変更後）株式会社マツモトキヨシ東日本販売
 代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号
 宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

三 変更した年月日
 平成二十四年四月一日

四 届出年月日

平成二十七年九月三日

五 届出をした者

中道リース株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十七年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延 長
		変更前	変更後		
県道富岡大越線	田村市常葉町堀田字八升栗七五番三地先から同 市常葉町堀田字八升栗一〇番二地先まで	六・五〇 一三・〇	六・五〇 一三・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延 長
		変更前	変更後		
一般国道	いわき市小川町上小川	A 四・三〇	A 四・三〇	九、三八二・〇	九、三八二・〇

三九九号	字茱萸平二八番イ地先から	変更後	一〇五・〇	
	同 市小川町上小川	A	四・三〇	九、三八二・〇
	字上戸渡二二〇番ニ地先まで	B	一〇五・〇 九・二〇	六、二二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十七年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道富岡大越線	田村市常葉町堀田字八升栗七五番 三地先から 同 市常葉町堀田字八升栗一〇番 ニ地先まで	平成二十七年九月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第七百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十七年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三五二号	南会津郡南会津町八総字数間沢三 四〇番イ地先から 同 郡同 町滝原字龍沢一七 一六番一地先まで	平成二十七年一〇月一日

福島県告示第七百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九十九号)による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十七年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
森内	いわき市四倉町玉山字森内	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(砂防課)

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第七百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十七年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
森内	いわき市四倉町玉山字森内	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(砂防課)

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第七百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
山の神	大沼郡会津美里町松沢字山ノ神	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新町	同 郡同 町尾岐窪字新町	急傾斜地の崩壊	
市野	同 郡同 町旭市川字市野	急傾斜地の崩壊	
山ノ下	同 郡同 町字寺ノ前甲	急傾斜地の崩壊	
西光寺	同 郡同 町大石字西光寺	急傾斜地の崩壊	
柳窪	同 郡同 町大石字柳窪前	急傾斜地の崩壊	
福永	同 郡同 町氷玉字古屋敷	急傾斜地の崩壊	
西光寺前	同 郡同 町大石字西光寺	急傾斜地の崩壊	
横堀下	同 郡同 町字横堀下	急傾斜地の崩壊	
関山	同 郡同 町氷玉字上小松	急傾斜地の崩壊	
御用地跡	同 郡同 町字御用地跡甲	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
山の神	大沼郡会津美里町松沢字山ノ神	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新町	同 郡同 町尾岐窪字新町	急傾斜地の崩壊	
市野	同 郡同 町旭市川字市野	急傾斜地の崩壊	
山ノ下	同 郡同 町字寺ノ前甲	急傾斜地の崩壊	
西光寺	同 郡同 町大石字西光寺	急傾斜地の崩壊	

日影	同 郡同 町大石字日影	急傾斜地の崩壊
関山甲	同 郡同 町氷玉字関山甲	急傾斜地の崩壊
栃沢甲	同 郡同 町氷玉字栃沢甲	急傾斜地の崩壊
高野原	乙 喜多方市山都町一ノ木字高野原	急傾斜地の崩壊
本村	同 市山都町早稲谷字本村	急傾斜地の崩壊
腰巻	同 市山都町相川字腰巻	急傾斜地の崩壊
東田1号	同 市山都町蓬莱字東田	急傾斜地の崩壊
上川原	同 市山都町蓬莱字上川原	急傾斜地の崩壊
森内	同 いわき市四倉町玉山字森内	急傾斜地の崩壊

森内	上川原	東田1号	腰巻	本村	高野原	栃沢甲	関山甲	日影	御用地跡	関山	横堀下	西光寺前	福永
いわき市四倉町玉山字森内	同 市山都町蓬萊字上川原	同 市山都町蓬萊字東田	同 市山都町相川字腰巻	同 市山都町早稲谷字本村	乙 喜多方市山都町一ノ木字高野原	同 郡同 町氷玉字栃沢甲	同 郡同 町氷玉字関山甲	同 郡同 町大石字日影	同 郡同 町字御用地跡甲	乙 同 郡同 町氷玉字上小松	同 郡同 町字横堀下	前 同 郡同 町大石字西光寺	丙 同 郡同 町氷玉字古屋敷
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂防課)

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月29日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第7号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第10号中「内閣府関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件（平成23年内閣府告示第12号）本文の搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けた同条第1項に規定する構造改革特別区域計画に同法第2条第2項に規定する特定事業として定められたものに限る。）において公道で使用される搭乗型移動支援ロボットであるものを除く。」を「法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（交通企画課）